# 「神奈川県地域福祉支援計画[第5期]」素案に関する意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

### 〇 意見募集期間

令和4年12月23日(金曜日)から令和5年1月21日(土曜日)まで

## 〇 提出された意見の概要

- 提出意見件数 134件
- ・ 意見提出者数 42人・団体(個人;25人、団体;17団体)※ 団体と判明できるもの以外は個人として集計しました。

## 〇 意見内容及び計画への反映状況

No.	意 見 内 容	件数
1	計画の概要	3
2	本県における地域福祉を取り巻く状況の変化	9
3	今後取り組むべき重点事項と本計画の施策体系	8
4	施策の展開 (ひとづくり)	54
5	施策の展開 (地域 (まち) づくり)	26
6	施策の展開 (しくみづくり)	20
7	計画の推進体制	1
8	その他	13
	<u> </u>	134

No.	県の考え方	件数
1	計画案に反映したもの	39
2	計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの	21
3	今後の施策や取組の参考とするもの	51
4	計画に反映できないもの	0
5	その他(感想・質問等)	23
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	134

## 「神奈川県地域福祉支援計画[第5期]」素案に関する意見募集の結果及びこれに対する県の考え方

意見内容区分 1 計画の概要 2 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化 3 今後取り組むべき重点事項と施策体系 4 施策の展開(ひとづくり) 5 施策の展開(地域(まち)づくり) 6 施策の展開(しくみづくり) 7 計画の推進体制 8 その他

意見反映区分 A 計画案に反映したもの B 計画案には反映していないが、意見の趣旨が既に盛り込んであるもの C 今後の施策や取組の参考とするもの D 計画に反映できないもの E その他(感想・質問等)

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
1	1	3ページの地域福祉支援計画と各計画との関係イメージ図は、計画の主旨を視覚的に伝える図であるため、紙面の幅全体を使い、市町村地域福祉計画を下支えしている、幅広い安定した図(印象)が良いと思う。	A	3ページの記載に反映しました。
2	1	当事者目線の障害者福祉条例や障害者福祉計画・障害福祉計画との整合性をとる  べきと考える。 	В	本計画は、神奈川県障がい福祉計画等の個別計画と調和を図るとともに、 神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~の 趣旨を踏まえた計画としています。
3	1	5ページ8行目について、地域包括ケアシステムを「高齢者に対する」と表現するのは高齢者支援が中心ではあるものの、同システムの本来機能からして誤解を招くのではないか。「高齢者支援の機能を有する」という表現のほうがなじむと考える。	В	当該文章は後半部分の「地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備」の必要性を表現する趣旨であり、前段落の「地域包括ケアシステム」を受けたものです。 地域共生社会は、地域の住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながるものであり、ご意見の趣旨は既に素案に盛り込んであります。
4	2	第2章の文中のグラフや表について、同一ページ内は左側のインデントが揃っていると見やすいのではないか。	A	第2章の図・表について、インデントを合わせました。
5	2	14ページ9行目について、現場では要介護認定を受けることを避ける人たちを介護サービスにつなげることも地域包括の職員の役割になっている現実がある。 一方、介護サービスを現在必要としていない県民も多くいるので、「元気な高齢者が多くいるとくも>推測されます」という表現のほうがなじむと考える。	Α	14ページの記載に反映しました。 (変更前)元気な高齢者が多くいると推測されます。 (変更後)元気な高齢者が多くいると <u>も</u> 推測されます。
6	2	21ページ(6)の4行目について、「依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得」という表現は、母子世帯に児童がいないと読み取れてしまうため、 「依然として、児童のいる<一般世帯>に比べ」のほうがなじむと考える。	В	ご意見の箇所の文言については、厚生労働省の「国民生活基礎調査」による文言を使用しています。
7	2	23ページ(1)については、適切に医療機関等につながった結果であって、実態が激変したわけではないというのが通説であるため、本文の表現にあわせて「障害者く数>の増加」としたほうがなじむと考える。	A	23ページの記載に反映しました。 (変更前) (1) 障がい者の増加 (変更後) (1) 障がい者 <u>数</u> の増加

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
8		23ページ(2)では、障害者支援施設とグループホームの利用者の比較があり、入所施設利用者が減少し、ホーム利用者が増加しているとの記載があるが、重度の方を対応できる24時間365日型になっているグループホームが全体の何%を占めるのか。おそらく割合は低いと予想するが、少ないのであればなぜできないのかを分析し、その支援策を考えなければ、障がい者の地域生活移行は難しいと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、重度の方に対応することを想定した日中サービス支援型のグループ ホームについては、県所管域で、グループホーム全体の約1割の定員に達し ていますが、その支援の質は、重度障がい者を受け入れてくれない等の御意 見をいただいており、実態把握を含めて、どのように対応すべきか検討して まいります。
9		どの地域でも課題となっている軽度の知的障がい者や精神障がい者を対象(限定と言っても良い)とし、企業が運営するグループホームの存在を市町村も県もどのように考え、対処していくつもりなのか。数字の結果を見るだけでなく、支援現場の実態を見る必要があると思う。同様の事象が児童の放課後デイでも散見されるので、大変危惧している。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 障害福祉サービスの適正化については、県としても重点的に取り組むべき 課題と認識しており、支援現場の実態把握を含め、今後検討してまいりま す。
10	2	24ページの「嫁」と「婿」という表現には抵抗のある方も増えてきているため、 「配偶者」のほうがなじむと考える。	A	24ページの記載に反映しました。 (変更前) 息子の嫁 娘の婿 (変更後) 息子の妻 娘の夫
11	2	29ページにある「重複計上」という用語は、商業や統計学の用語であるため、「複数項目に集計した場合あり」等のわかりやすい表現に変えたほうがなじむと考える。	Α	24ページの記載に反映しました。 (変更前) 重複計上 (変更後) 重複計上* * 重複計上=複数項目に集計している場合があることを示す。以降の項目も同様。
12	2	34ページの「8 外国人数」という表現は、85ページにあわせて、「外国籍県民の数」にしたほうがなじむと考える。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 毎年1月1日現在の住民基本台帳上の外国人数を「県内外国人統計」として公表しており、その統計で「外国人数」と表記しているため、本計画での記載も「外国人数」としています。
13	3	41ページの「外国籍県民等が多いことや」の文章は、34ページの外国人数の状況からでは、多いかどうかが判断できないと感じる。	A	34ページの記載に反映しました。 (変更前)また、・・・なっています。 (変更後)また、・・・なっており、法務省の在留外国人統計(2022年(令 和4年)6月末現在)によると、本県の外国人数は全国で4番目に多い状況 となっています。
14	3	41ページの「外国籍県民等」の「等」とは何を想定しているのか。	E	外国籍県民に加え、国籍にかかわらず外国にル一ツがある県民を含めて、 「外国籍県民等」としています。
15	3	41ページの「世帯構造の変化や」の前に、「単身世帯の増加など」といった説明を加えてはどうか。	A	41ページの記載に反映しました。 (変更前)世帯構造の変化や地域のつながりの希薄化などから、・・・ (変更後) <u>単独世帯や高齢夫婦世帯の増加等、</u> 世帯構造の変化や地域のつな がりの希薄化などから、・・・

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
16	3	41ページの「民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が」は、民生委員・児童委員にも関わらないという意味なのかはっきりしない。 民生委員・児童委員がボランティアであっても、福祉サービス提供の担い手であるので、地域の福祉サービスの支援を断っている現状のことを示すとしたら、その原因を当事者目線に立った活動を民生委員・児童委員がしていないかのような表現になってしまうため、考え方、表現方法を再考した方が良いと思う。 なお、自治会等は、総務省の地方自治法の地縁団体を説明する際の用語のように、「町会・自治会」あるいは「町内会・自治会」という表現のほうがなじむと考える。		41ページの記載に反映しました。 (変更前)民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が増加するなど、・・・ (変更後)民生委員・児童委員や自治会・ <u>町内会等の活動に関心の薄い人、</u> 関わる機会のない人が増加するなど、・・・
17	3	41ページの「民生委員・児童委員や自治会等に関わろうとしない人が増加するなど」の記載は、第2章の数値等からは読み取ることができなれなかったが、根拠は他に示されているのか。	E	民生委員・児童委員等現場の声をお聞きする中で、現状の課題として認識    しています。
18	3	41ページの「高齢者、障がい者、児童等に対する・・・地域でいきいきと暮らせる取組を充実する必要があります。」は、「取組を充実させる」とした方が個人的にはしっくりくる。	E	より県が主体的に取り組む表現とし、中柱の施策名と合わせています。
19	3	44ページの「1 ひとづくり (3)福祉介護人材の確保・定着対策の推進」は、「定着の支援」や「定着の促進」などに修正してはどうか。	В	ひとづくりの中柱 (3) では、定着の支援や促進の意味も含めて「対策」 と表記してます。
20	3	44ページについて、計画の施策体系が記載されているが、現行計画のように表題 (【計画における施策体系】など)があった方が分かりやすいと感じる。	A	44ページの記載に反映しました。 (変更前) - (変更後)【施策体系】
21	4	45ページの「高齢者、障がい者、子どもなどすべての人々が互いを認め合う意識の醸成」について、今改めて打ち出されている地域共生社会の背景の根幹には、高齢、障がい、児童というこれまでの分野に入らない狭間の問題、新たな課題の顕在化があることを考えると、この表現では不足していると感じる。この状況はコロナ禍で今後も継続し、拡大していく部分でもある。 現代の福祉課題が多様化、複雑化、複合化している中で、生活困窮、ヤングケアラー、8050、ひきこもり等々、これまでのしくみからこぼれ落ちてしまう問題があり、生きづらさを抱えている人たちの存在があることをしっかりと入れていくべきと考える。		45ページの記載に反映しました。 (変更後)・・・ケアラー・ヤングケアラー、ひきこもりの方など、制度の 網目からもれ、社会から孤立してしまう人々の存在が明らかになってきまし た。・・・ を加筆。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
22		45ページについて、前半の部分ではボランタリーな人材のことが書かれているが、ボランタリーな人材を「確保」というのは、主体性を命とするボランティアの理念に反する。もっとも求められているのは地域の人たちの「気づき」であり、その気づきに基づいて行動する人が増えていくような働きかけを充実させていくことが必要、ということが記載されると良いと考える。	Α	45ページの記載に反映しました。 (変更前)地域福祉を取り巻く状況として、地域のつながりの希薄化により、地域福祉を担う人材の確保が難しくなっており、ボランティアや民生委員・児童委員等の地域住民による支え合いの中核を担う人材の確保・育成に取り組むことが必要です。 (変更後)また、市町村では、それぞれの地域の実情に応じた担い手の確保・育成が進められているところですが、地域への関わりやつながりが希薄化する中で、ケアラー・ヤングケアラー、ひきこもりの方など、制度の網目からもれ、社会から孤立してしまう人々の存在が明らかになってきました。こうした事象の背景にある、生活課題の多様化・複雑化・複合化に対応していくためには、これまでの高齢・障がい・児童等の枠組みを超えて、社会福祉法人、自治会・町内会、学校、NPO法人など地域の様々な人や団体が参画し、連携した多彩な活動を広げていくことや、これまで以上に、地域に関心を持ち、地域の活動に関わりを持とうとする人材を育てていくことが重要です。
23		45ページについて、認め合いの醸成に取り組むことの大切さが示された直後、「しかしながら・・・人材の確保が難しく」と記され、地域人材が不足しているために幅広い福祉意識の醸成が進められないと読める。しかし、これらは別々の課題、もしくは幅広い福祉意識が醸成していないために地域人材のなり手が不足していると考えられるのではないか。	Α	45ページの記載に反映しました。 (変更前)・・・大切です。しかしながら、・・・ (変更後)・・・大切です。 <u>[改行]また、</u> (以降、整理番号22と同様)
24	4	45ページについて、「地域福祉の中核を担う人材」という文言がこれ以降も多く出てくるが、あらためて「中核を担う人材」とはどういことを指しているのか疑問に感じる。このページでは以前は「地域福祉コーディネーター」と言っていた、地域において課題に気づき、人と資源をつないでいく人を指すのか。一方、6ページでは、社会福祉法人が「中核的な担い手として不可欠な存在」とあり、46ページの記載も専門職を指しているように読める。ボランタリーな人たちの役割と、法人や専門職が負う役割は異なり、ボランタリーな人たちのことをあえて「中核」と言う必要があるのか疑問に感じる。	A	「地域福祉の中核を担う人材」は、地域の取組や活動によって様々な人がなりうると考えます。ご意見を踏まえ、「中核」の文言を削除し、支援策4の文言を次のとおり変更しました。 (変更前)地域福祉の中核を担う人材を育成し、地域への普及・定着を推進します。 (変更後) 包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。
25	4	45ページの「外国にルーツのある方」が福祉介護人材の確保の方のみに記載されているのが気になる。外国につながる人たちは、コロナの影響により多くの方が生活困窮の課題を抱え、また、県社会福祉協議会が取り組んでいる多文化高齢社会の取組からは、地域住民として溶け込めていない状況が高齢期になって課題となっている状況も見えている。「ともに生き、支え合う社会」というスローガンのもと、労働者としてだけでなく、地域住民としての外国の人の存在を記載するべきではないかと考える。	A	73ページの記載に反映しました。 (変更前)グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民等を地域全体で支えるため、・・・ (変更後)グローバル化の進展に伴い増加する外国籍県民等 <u>も含め、あらゆる地域住民が「支え手」「受け手」の関係を超えて、互いに支え合うまちづくりが必要になっています。</u>

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
26		46ページの中柱(1)の主な目標と中柱(2)の「中核を担う人材」は、誰の育成を指しているのか分かりにくい。ボランタリーな人も専門職もどちらも同じ中核的人材として記載するのは乱暴かと思いため、整理が必要と考える。	Α	46ページの記載に反映しました。中柱(1)主な目標 (変更前)…を通して意識の醸成を図ります。また、県では… (変更後)…を通して「ともに生き、支え合う社会」の実現に向けた県民の 意識の醸成を図ります。
27		ひとづくりに関して、「ボランティアや民生委員・児童委員等」が多用されており、地域福祉を担う人材は一部のボランティアや民生委員・児童委員に集中しているように読み取れるが、例えば、企業や社会福祉法人、広域で活動するNPO法人等についても、支援策10にとどまらず「1 ひとづくり」や「2 地域(まち)づくり」の全般において、担い手になりうることを明記することにより、多様な主体の強みを生かした連携による地域活動の推進が期待できると考える。	Α	中柱(2)の内容については、支援策の整理に合わせ修正しています。 45ページ、73ページ、101ページの記載に反映しました。
28	4	取組事例のタイトルに一工夫が欲しいと思った。例えば、取組事例の特長や中柱 や支援策との関連が補助タイトルになれば分かりやすいと感じた。	Α	各支援策(小柱)と取組事例の関係が分かりやすくなるよう、各取組事例に文言を追加しました。
29	4	第4章全体について、各施策に「関連する取組」が記載されているが、すべて県の取組か。どこの取組なのかが分からると良いと感じた。	Α	「関連する取組」は、すべて本県の事業であるため、御意見を踏まえ、反映しました。 (変更前)【関連する取組】 (変更後)【関連する県の取組】
30	4	各市町村が具体的に取り組んでいることが、具体的な場面の写真の掲載により、 文字でイメージしにくい箇所の助けになっている。県や市町村がこんなにやってい るのかと、全体の取組姿勢が積極的なものだとよく伝わってきた。	Е	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫していき ます。
31	4	「ひと」をつくるには、幼少期・学齢期からの「気づきを持つ力」を養うことが必要である。ぜひとも神奈川県独自の「あたたかいひとづくり」教育を検討してほしい。 「ひとづくり」は、大人から始めるものではなく、既に人間が形成されている成人に向けた人材育成は時間と労力がかかります。ぜひとも学齢時のカリキュラムに福祉に関することを盛り込んでいただくと、すぐではありませんが、5年後10年後には福祉人材に繋がることが期待できます。		ご意見の「あたたかいひとづくり」の趣旨につきましては、支援策2に記載しています。 朝しまま。 引き続き、「いのちの授業」の普及に取り組むとともに、インクルーシブ 教育を推進してまいります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
32	4	「ひと」をつくるには、幼少期・学齢期からの「気づきを持つ力」を養うことが必要である。ぜひとも神奈川県独自の「あたたかいひとづくり」教育を検討してほしい。 支える人を育成するには費用と時間が必要だが、配慮することに対して意識を向けてもらうことに苦慮しているのがどこの地域でも実情である。新しい社会資源を作ればよいのではなく、人材育成を進めるのではなく、誰もが「我がごと」、「他人ごともいつしか我がごとになる」という意識を持つことが重要と考える。 障害者権利条約に関する多くの改善勧告を受けましたが、国として検討した結果の指示を待つことよりも、神奈川県としてまず先にできることを初めていただき、偏見差別のない、お互いを支え合える、誰もが安心して暮らせる神奈川県を目指していただきたいと強く願う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して ~」の第4条「県の責務」に規定しているとおり、県民の皆様に、障がい及 び当事者目線の障がい福祉に関してご理解いただき、「我がごと」として考 えていただけるよう、普及啓発に取り組んでまいります。 また、人材の確保・育成について、第26条の3項に基づき、障がい者の福 祉に係る活動及び事業並びに当該事業に従事することに対する県民等の関心 を深めるため、広報活動の充実、当該事業の活動に接する機会の提供その他 の必要な措置を講じてまいります。
33	4	ともに生き、支え合う社会を創るためには、高齢者、障がい者などが、周知の県民と対等な立場に立ってお互いに意見を交わし合いながら地域社会をつくっていくことが必要と考える。そのためには、高齢者、障がい者などが自分たち当事者としての意見を明確に示すとともに、周囲の県民の意見を聞き、建設的な対話を積み重ねていくことが必要だが、障がい者の場合、幼少時から周囲の支援を受けながら育ってきたきたということもあり、なかなか自己肯定感を持ちにくく、自分の意思を周囲に示すのが難しいことが多い。また、どのように周囲に働きかければよいのか分からない人も多くいる。 このことから、「ひとづくり」の中に障がい当事者が自己肯定感を持ち、自分の意思を周囲に示し、周囲に働きかけていくことができるようにするための支援が必要ではないかと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 誰もがその人らしく暮らすことのできる地域共生社会を実現するために は、障がい者の自己決定を尊重することが重要であり、障がい者本人に向き 合い、本人を知る意思決定支援の取組が大切だと考えております。「神奈川 県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~」の第10 条では、「意思決定支援の推進」を規定しており、ご意見の趣旨を踏まえ、 普及啓発等に取り組んでいきます。
34	4	何か物足りないものを感じたが、それは「こころ」の問題である。この生きづらいストレスの多い社会でこころを病む人は増加の一方だが、一度こころの病にかかると元に戻らず、社会の表街道から落ちてしまう。 精神疾患にかかっても人間としての価値は変わらないが、今も社会には彼らを蔑視し、共生を拒む人が多数いる。彼らが自信を取り戻して生きるために、社会の中で生きる受け皿をつくる必要があり、彼らへの理解を深める施策を考え、取り入れてほしい。	В	ご意見につきましては、支援策19「ウ こころの健康の保持・増進」に記載しています。 なお、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例〜ともに生きる社会を目指して〜」の第4条「県の責務」に規定しているとおり、県民の皆様に、障がい及び当事者目線の障がい福祉に関してご理解いただけるよう普及啓発に取り組んでいきます。
35	4	健常者の大人たちもいつ自身や家族が障がい者になるかもしれない危機感をもって、弱者が暮らしやすい社会をつくる必要を常に意識するよう啓蒙教育すべきではないか。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
36	4	概要版のテキスト版はあるものの、素案全体のテキスト版がなく、大変残念に思う。障害の原因は社会にあり、からだの機能障害は、一人ひとりの人としての違いの延長である。 ぜひ地域福祉支援計画の中でも、障がいは一人ひとりが作り出すこともなくすこともできる、からだの不自由は人と人との違いの延長であって障がいの原因ではないことをしっかり啓発していくことを謳っていただきたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 素案は概要版のみテキスト版としていましたが、今後は、いただいたご意 見を踏まえ取り組んでまいります。
37	4	心のバリアフリーというのが入ったのは良かったと思う。	Е	「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例〜ともに生きる社会を目指して〜」の第4条「県の責務」に規定しているとおり、障がい及び当事者目線の障がい福祉に関する理解を深めるための普及啓発に努め、心のバリアフリーを推進していきます。 また、改定計画の内容を踏まえ、引き続き取組を進めていきます。
38	4	飲食店で盲導犬や介助犬の入店を拒否されることが多いが、SDGsの観点からも 行政が指導して、入店を拒まないようにするべきではないか。	Е	ご意見については、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現する取組という形でかながわ障がい者計画に位置づけており、今後も身体障害者補助犬を使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化を図っていきます。
39		地域住民への普及・啓発について、市町村、市町村社会福祉協議会と社会福祉法 人が連携し、障がいへの理解などについて地域の方々が知る機会が出来るよう仕組 みつくりが必要。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
40		地域住民への普及・啓発について、市町村、市町村社会福祉協議会と社会福祉法 人が連携し、認知症などについて地域の方々が知る機会が出来るよう仕組みつくり が必要。	В	ご意見につきましては、支援策1に記載しています。 引き続き、地域住民の認知症への理解を深める取組を進めてまいります。
41		学校教育で「いのちの授業」を取り入れ、事あるごとに命の大切さを教えることで友達を大切にし、他人や自分を傷つけることの罪を教えることが、ひいては自殺の予防にもつながると思う。	Е	支援策2に記載のとおり、「いのちの授業」の普及に取り組んでまいります。
42	4	52ページの「いのちの授業」について、「百万通りのいのちの授業を展開し」とあるので、せめて写真は小さくても複数枚にすべきではないか。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 県教育委員会支援部子ども教育支援課ホームページにおいて、「いのちの 授業」の実践事例の紹介を行っており、今後も行ってまいります。
43	4	他人の気持ちや声にならない声を聞き取る力は一朝一夕では身につかない。長期的には教育に力を入れるべきだと思う。短期的には現在も既に人材の不足が深刻な状況であり、多少の手当て等の増額では改善できるようには思えない。福祉分野だけではなく、国全体で担い手の減少が予想される中、今こそ官民一体で、今ある人材で効果的な結果を残せる方法を模索してくべきだと感じる。	В	ご意見につきましては、支援策2、6、7,8に記載しています。 支援策2のとおり、「互いの違いを認め、ともに生き、支え合う社会の実 現に向けた教育」を推進するとともに、支援策6~8のとおり、人材の確 保・定着対策を推進していきます。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
44	4	身体や精神に障がいがある人もない人も、同じ人として理解・認識できる取組として、例えば同じ環境やクラスで共に学べたり、実際に体験できる機会を設けることで、小さいころから様々な人がいることを理屈抜きで理解したり、当たり前であるという環境をつくり実践する。 自身を振り返ると、理解や知識が身についていないため、見て見ぬふりの行動につながったり、自分には直接関係のないことと感じてしまうことがあると思う。このため、幼少のころからの学びの中で習得する機会を設けることにより、大人になった時に自然に接することができる仕組みづくりの構築を強く望む。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
45	4	インクルーシブ教育を実施してもらいたい。百回の講義より、障がいのある生徒とともに学ぶ1日の方が有用だと考える。	В	ご意見につきましては、支援策2に記載しています。 引き続き、インクルーシブ教育を推進していきます。
46		障がい者に対する差別・偏見をなくすため、障がいに対する知識、健常者との違い、何が不自由で何が同じなのか等を幼少期から教え、小学校高学年から中学校の保健体育の時間の中で専門家の講演や授業、教師への研修を実施してもらいたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
47	4	人材の育成は、県が果たす役割の中で最も重要であると思うが、県の立場として、市町村ごとに考え方に差異があることに関して、どのように調整を図っていくのかが見えてこない。市町村ごとに地域環境も課題も異なると思うが、その中で、高齢者・障がい者や児童等の当事者の目線に立った地域福祉の担い手の育成を具体的にどう実施すべきかの記述があっても良いと感じる。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 地域福祉の担い手育成については、これまでも支援対象者の立場に立った 活動が進められていますが、今後はより一層当事者の目線に立った人材の育 成を進めたいと考えており、具体的な取組は今後検討してまいります。 なお、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目 指して~」に基づく具体的な事業・取組は今後検討してまいります。
48		重層的支援体制の整備を推進する中で、地域の最前線に位置する民生委員・児童委員の機能・役割はこれまで以上に求められるが、民生委員・児童委員は、2016年から2022年までで現員数はほぼ横ばい、充足率は減少傾向で、2022年に至っては93.7%と必要数に満たず、必要数からの乖離も生じている。54ページで県域の民生委員・児童委員の資質向上、知識習得策が述べられており、かながわ福祉サービス振興会においても、かながわ福祉ビジョン2040や政策提言の場で民生委員等に関する提言は行っているが、民生委員・児童委員の増加、充足策、強化策についても計画に盛り込んでいただきたい。		ご意見につきましては、民生委員・児童委員の活動支援やなり手の確保に 関する取組を支援策4に記載しておりました。 なお、支援策3~5の整理に伴い、民生委員・児童委員に関する記載は支 援策3に集約しております。
49	4	当事者の目線に立った地域福祉をつくっていくためには、「地域福祉の担い手」 に健常な人たちだけでなく、障がい当事者も含める必要があると思うので、障がい 当事者の人材の育成も必要ではないか。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

	<u> </u>		<u> </u>	
整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	<b>意見反映区分</b>	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
50	4	54ページの「ア 生活支援の担い手養成」について、生活支援コーディネーターの役割が、包括的支援体制の動きの中で、地域の課題をキャッチし、住民相互の支え合いにつなげていく人として変化してきている面があり、「生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を推進します」の文言や、厚労省の図は出さない方が良いと考える。	A	55ページの記載に反映しました。 (変更前)実施し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の 構築を推進します。(県) (変更後)実施し、 <u>地域の支え合い</u> を推進します。(県) なお、厚労省の図は、生活支援体制整備事業の基本が現状では高齢者の生 活支援等にあることから、そのままといたします。
51	4	54ページの「ア 生活支援の担い手養成」について、アドバイザー派遣だけでは 意味が通じない。これは地域の実情にそった支え合い活動について、生活支援コー ディネーターがアドバイザーの協力を得て、担い手の開拓から活動創出につなげて いくという内容である。「住民の支え合い活動を促進する役割をもつ生活支援コー ディネーターを、アドバイザー派遣によって支援していく」という表現にすると意 味が通じるかと考える。 地域福祉を担う人材の確保について、福祉有償運送等のドライバーになるために 必要な大臣認定運転者講習が無料で受講できる仕組みを計画に盛り込んでほしい。	A C	55ページの記載に反映しました。 (変更前)「生活支援コーディネーター」の養成研修、アドバイザー派遣、 生活支援コーディネーターの活動を知ってもらうフォーラムを実施 し、・・・ (変更後)「生活支援コーディネーター」の養成研修、アドバイザー派遣 <u>による生活支援コーディネーターの支援などを実施し、・・・</u> ご意見については、今後の施策や取組の参考とさせていただきます。
53	4	支援策4は地域福祉に関する人材育成と、福祉サービスを支える人材育成が混在していて分かりにくい。 支援策4「ウ 専門人材の育成・定着」は福祉サービスを担う人材のことを言っており、地域福祉人材の括りではなく、むしろ支援策5にある「行政、社協、地域包括支援センター等」の職員が、地域福祉を担う中核の人材であり、「支援策4」と「支援策5」の整理が必要と考える。 支援策5の内容には、地域福祉を担う人材のこと、地域包括ケアシステムを担う人材のことが混在しており、整理が必要と考える。 上記を総合的に考えると、支援策4と支援策5については、「支援策4 地域共生社会、包括的支援体制における人材」と「支援策5 地域の保健福祉医療を支える専門人材」などに分けて整理してはどうか。	A	ご意見を踏まえ、次のように整理し、変更しました。 〇支援策3 「地域住民による支え合いを促進する人材を養成します。」 地域住民(支え合いを促進する人材) ア・イの順番を入替え ア・地域・社会活動に参画する人材の養成 (コミュニティカレッジ、民生委員、保健福祉事務所による研修) イ 地域の支え合いを推進する人材の養成 (生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター) 〇支援策4 「包括的な支援体制の整備を推進する人材を育成します。」 (包括的支援体制、地域包括支援センター) 〇支援策5 「地域福祉の推進を担う福祉関係機関等の職員のスキルアップを図ります。」 (地域包括支援C[再掲]、ケアマネ等専門職等の研修 他)
54	4	支援策4の文言に「普及」とあるのはどういう意味か。	Е	文言を整理しました。
55	4	支援策4「ア 包括的支援体制の整備に向けた人材育成」における「中核人材」 とは誰を指しているのか。6、45、46ページにおける「中核を担う人材」を含め、 整理が必要と考える。	Α	ご意見を踏まえ、「中核」の文言を削除し、支援策4を整理番号53のとおり整理しました。
56	4	支援策4「イ 地域人材の確保・育成・定着」とあるが、「確保・育成・定着」ではなく、「地域の担い手への支援」といった言葉の方が適切と考える。	A	ご意見を踏まえ、支援策4を整理番号53のとおり整理しました。
57	4	61ページの図は、「包括的支援体制における人材」を説明するものではないので、掲載場所を考える必要がある。	A	ご意見を踏まえ、地域包括ケアシステムの図は105ページに移動しました。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
58		支援策4の「地域福祉の中核を担う人材」の「機能」と「役割」はどのようなものか。それらの説明をもう少し加えてもらえないか。	Α	ご意見を踏まえ、支援策4を整理番号53のとおり整理しました。
59	4	支援策3・4に関して、第4期計画まで、地域福祉コーディネーターの役割区分があった2層の人材:「専門人材」「地域福祉を支える人材」について、第5期計画素案では、地域福祉コーディネーターの役割との位置づけを外して、「専門人材」「地域人材」と表現を変更している。「専門人材」の「専門」とは、それぞれの職種の固有性に依拠する「専門」と読み取れるが、そうなのか。 資格等に基づく専門性によらず、地域の方々が「地域の中核を担う人材」に育成される支援の角度で施策4は説明できないものか。	Α	ご意見を踏まえ、支援策4を整理番号53のとおり整理しました。
60	4	支援策4における「保健福祉事務所による人材養成・育成研修」は、イの「関連する取組」に位置づいている。第4期計画に基づいた事業展開において、ウに着手しているものがあるが、第5期計画において、ウは「保健福祉事務所による人材養成・育成研修」の対象外になるのか。	Α	保健福祉事務所による人材育成については、地域住民向けと専門人材向けがあるため、支援策3と5に記載することとしました。
61		57ページに、民生委員・児童委員の負担軽減のため、市町村に委員が出席する会議等の見直しをお願いするとあるが、県民児協役員が出席する会議の委員についても、見直しいただくよう検討していただきたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
62		58、59ページにて民生委員の協力員制度やなり手確保に向けた取組を取り上げているが、実績としてどのくらいの数の民生委員の不足状況が解消したのかを知りたい。取組自体は本市でも見習いたいが、どの程度効果があるのかが気になった。	Е	掲載している取組事例の実施状況等については、市町村民生委員担当者等 との会議において、好事例の情報共有を図ってまいります。
63		令和4年4月1日時点では県内の民生委員の充足率は93.7%とのことだが、自治体の中では充足率が100%に近い自治体ともあると認識している。そうした自治体の取組も紹介してもらえると、より参考になる部分が増えて良いと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 計画には既に民生委員・児童委員に関する取組事例を2つ掲載しているため、事例は追加いたしませんが、ご意見を踏まえ、市町村民生委員担当者等 との会議において、好事例の情報共有を図ってまいります。
64	4	介護福祉に関する教育として、介護人材のすそ野を広げるため主に未経験者(高齢者、子育で中の方等)を対象とした入門的研修と、一定程度の経験を積んだ人材をより高度化するための専門的研修の双方が求められている。これらを一体的に行い、中長期的視点で介護人材を育成する教育拠点づくりを推進する必要がある。この教育拠点が、地域づくりの中核を担う人材の育成やボランティア養成、小中学生等若年層への啓発といった地域福祉の担い手育成機能を持つことで、より暮らしやすい街づくりにもつながるため、計画に盛り込んでいただきたい。	С	ご意見については、教育拠点づくりの必要性を含め、今後の取組の参考と させていただきます。
65	4	福祉人材をどのように確保していくのか、出生率が減っている時点で期待が持てない。	Е	生産年齢人口の減少が見込まれており、人材確保が課題であると考えています。人材確保策と併せ、働き続けられる職場環境の改善に取り組んでまいります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
66	4	県内の知的障がい者の親、親族は、自分たちの高齢化も迫る中、施設入所の希望が多く、入所待ちの方も多いと聞く。国は入所施設の新設には消極的だが、県内の入所施設は短期入所を含めて偏在している。障がい者施設は支援スキルの宝庫でもあるが、偏在していては、障がい者支援の人材育成も阻害されてしまう。住む場所で支援の質が変わらないような計画を立てていただくことを優先しながらも、必要な入所施設の充実も図っていただきたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 施設入所者の地域生活への移行を推進する中で、入所施設を新設すること は考えていませんが、地域生活を支える短期入所や障がい者支援にあたる人 材の確保、育成は課題と認識しており、当事者目線の障害福祉推進条例が施 行される中、必要な対策について、検討してまいります。
67	4	「ヒューマンサービス」の文中にある「パラダイム」が分かりづらいと感じた。	Α	61ページの記載に反映しました。 (修正後)パラダイムの説明を追加
68	4	医療的ケアのショートステイや自閉症の方々の支援の場は、まだまだ数が足りず、ご家族で抱えているケースや、出来る事業所に集中してしまうなど、偏りが見られる。そこで、障害福祉計画、障害者計画と連携し、地域課題としての医療的ケア、自閉症の方々のサービスの拡充と人材確保・育成の促進をしてもらいたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
69	4	人材の確保やスキルアップに向けての研修等を重ねながら、具体的に先の見える即効性のある行動を望む。	Е	ご意見の趣旨を踏まえ、人材の確保、育成に取り組みます。
70		虐待問題は処遇改善問題とは一見無関係に思われるが、スタッフが冷静に利用者の意図・要望・欲望を探る努力をし、その線上で忍耐強く対応していくことしか解決しないと覚悟して対応することが必要とのことである。そうした研修訓練をできれば良いが、各施設とも難しいのが実態である。 この問題を解決するには、資格制度導入による待遇改善と能力アップという施策展開が必要ではないか。		ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 障害福祉分野における人材確保、育成及び定着は、県としても喫緊の課題 と認識し、強度行動障害に対応する専門性向上を目的とした研修等は、現場 の職員の方が受講しやすいよう工夫して実施しています。また、福祉人材の 定着には賃上げ等による職員の処遇改善も必要であることから、県ではサー ビス報酬に上乗せする「福祉・介護職員処遇改善加算」を事業所が取得でき るよう支援しています。
71	4	当事者を使ってスキルアップを行うべき。相談支援専門員に当事者講師がいない ので、地域に住んでいる当事者を活用してほしい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
72		支援策7に関して、障害福祉サービス人材は、無資格・未経験で入職でき、その年齢層も幅広い一方で、障害福祉サービスはその人の人生を支える「専門性」が高い仕事でもあり、人権を理解した専門的な知識が求められる。虐待の未然防止だけでなく、障害福祉の仕事の専門性の高さや魅力に気づき、未経験者が自信を持って働き続けることができるよう、入職時研修(人権の考え方を踏まえた支援の基本的姿勢を学ぶ研修機会)を県全体で統一で作成し、事業所のOJT研修として活用できることが必要である。		ご意見については、広く県内福祉介護人材の質の向上に寄与できるよう、 今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、無資格・未経験者への入職時研修は大事だと認識しており、社会福 祉従事者としての心構えを学べる新人職員向けの合同交流研修会を実施して おります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
73		67ページのアの4つ目の〇について、「障がい者の」と表記すると、研修すべき課題が障がい者本人にあるかのように捉えられてしまい、社会的な構造の問題であるという視点が見えなくなるため、「障がい分野の」という表現の方がなじむと考える。	A	67ページの記載に反映しました。 (変更前)障がい者の「地域移行・地域定着」、「障害児支援」、「意思決定支援」等の研修を実施し。・・・ (変更後)「地域移行・地域定着」、「障害児支援」、「意思決定支援」等 <u>障がい分野の</u> 研修を実施し、・・・
74	4	支援策7や支援策17に関して、障がい者の事業所の研修は、直接支援をする事業所職員の専門的な人材育成のための研修を充実してもらいたい。一つは、自閉症・発達障害の支援に特化した研修の実施と、同時にこうした研修の企画・運営を行う人材の確保と育成が必要と考える。もう一つは医療的ケアの支援に特化した研修で、特にアセスメント研修やコミュニケーションについての研修などを充実させていくことが必要である。上記研修については、現状「障害福祉情報サービスかながわ」で知ることが出来るが、民間で行われている研修情報は掲載されないため、個々で調べるしかなく、手間と時間がかかる。県内の研修情報を集約し、発信できる仕組みを構築できるようにしてほしい。	С	ご意見については、研修を実施する事業者と共有するなど、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、「障害福祉情報サービスかながわ」では、提供する情報の管理面で 課題があり、自治体が実施する研修会(委託を含む)のみ掲載してしていま すが、民間で行われる研修情報の掲載について、今後、検討してまいりま す。 また、強度行動障害の方の支援について、現在、国で、効果的な研修や、 研修指導者の養成のあり方などについて検討会を行っておりますので、動向 を注視してまいります。
75	5	支援策9に関連して、近隣地域には当事者活動を行っているところがなく、横浜や、東京などの都市部が中心となっている。 是非とも市町村社会福祉協議会が中心となり、当事者活動の育成や、創設を積極的に行っていくことを義務として位置づけていただければと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
76		高齢者、障がい者、学生、子育て世代等がともに住み、生活し、お互いに受益者であると同時に提供者でもあり、支え合うコミュニティの創設が望まれる。公的な福祉サービスだけでなく、飲食店や生活サービス、教室、レクリエーション施設等様々な民間サービスを持ち、周囲に住む人たちが気軽に訪れて交流できる地域福祉やコミュニティ再生のモデルとなる街づくりを計画に盛り込んでいただきたい。	В	ご意見につきましては、「大柱2 地域(まち)づくり」の中で、多様な 主体が支え合うまちづくりについて記載しています。
77	Э	支援策9「イ 地域の支え合い活動の普及と促進」に関して、 移動の手段が少ない地域においては、移動の手段の確保が不可欠であり、また、移動に伴う金銭的な問題もあるため、既存の公共交通機関や、社会福祉法人等と協力し、移動の手段が確保できるようにしていくべきである。	В	ご意見につきましては、支援策12に記載しています。 引き続き、福祉有償運送の制度の普及啓発を進めてまいります。
78		76ページ「ア ボランティア活動及び当事者活動の推進」に関して、民間の活動として、ボランティアセンターの一環として行っている、県社会福祉協議会ともしび基金による当事者活動及びボランティア団体への助成について、新たな課題へのボランティア団体や当事者団体の取組を促進するために、助成事業はキーとなっている。	Е	県としても、支え合いのまちづくりに向けて、当事者活動及びボランティア活動は大変重要であると考えています。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
79	5	76ページ「イ 地域支え合い活動の普及と促進」に関して、民間の活動として、市町村社協では地区社協やボランティアによる居場所づくり、子ども食堂や学習支援、高齢者等の買い物支援、障がい児の登下校の支援、電球交換や庭の手入れなどのお手伝い活動などを展開している。こうした活動の存在と、市町村社協を通じた支援についても記載していただきいと考える。	A	74ページの記載に反映しました。 (修正前)— (修正後)地域では様々な人や団体により、居場所づくり、子ども食堂や学 習支援、高齢者等の買い物支援、障がい児の登下校の支援などの支え合いの 活動が行われています。
80	5	79ページの自治会という語は、総務省が地方自治法の地縁団体を示す場合に使う語である「町会・自治会」あるいは「町内会・自治会」という語の方が各市町村域においてなじむと考える。	A	79ページの記載に反映しました。 (変更前) 自治会 (変更後) 自治会・町内会
81	5	大柱2 地域(まち)づくりについて、街の活性化を図る取組事例や、インクルーシブな共生社会づくりを図っている取組事例についても掲載していただきたい。	A	支援策10に取組事例を追加しました。
82		85ページについて、国際課の取組に偏っているが、「ともに生き、支え合う社会」において、外国籍住民等の存在は今後一層大きくなっていくことを踏まえ、外国籍住民の福祉課題への対応について、記載が必要と考える。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、外国籍県民かながわ会議からの提言については、今後、施策化に向 けて検討してまいります。
83		「みんなのトイレ」というのは辞めていただきたい。最初は車いす用トイレだったはずで、それが「みんなのトイレ」、「誰でもトイレ」になり、肝心な時に、車いすの人達が使えなくなった。	A	ユニバーサルデザインの考え方に基づき、車いす使用者をはじめ誰もが円滑に利用することができるよう整備を進めてきたところですが、ご指摘のような声をいただいていることを踏まえ、機能分散を図り、トイレ全体でユニバーサルデザインの達成を目指していくことを検討しています。今回の記載としては「みんなのトイレ」という記載を改めました。
84	5	今回の計画はバリアフリーに偏重しており、ユニバーサルデザインによる施設整備を推進するとしているが、誰も取りこぼすことなく遊び集える場所としてのインクルーシブ公園としての整備を進める必要がある。当事者を含め地域住民と意見交換を重ねながら作る過程が大切で、それが今後のひとづくりに繋がり、将来、福祉に携わる職員の専門性への近道になると思う。 ひとづくりのソフト面とハード面どちらも達成できるため計画に位置付けていただきたい。	В	ご意見の「誰もとりこぼすことなく遊び集える」というインクルーシブの概念を取り入れた公園の施設整備につきましては、支援策12「イ バリアフリーの街づくりの推進」に記載の「誰もが安全で快適に公園を利用できるよう施設整備を推進します」に含めて、記載しています。なお、人材育成については、46ページ他に記載しています。
85		バリアフリーの街づくりの推進に関して、主な目標にある「イベント開催」はマンネリ化していないか、参加者が当事者や関係者ばかりになっていないか、名称から当事者だけが参加するイベントのように感じないか。もっと県内各所である様々なイベントに当事者たちが当たり前に参加していくような新しい形の啓発を模索していく必要があるのではないか。	С	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
86		ノーマライゼーション理念のもと、物理的には段差にスロープやエレベーターが設置され、車いすの方や高齢者、妊婦や子どもたちが使える建物として正常化されてきた。私たちが使う車いすや杖、補聴器等は生きていくための道具であり、日常生活なのである。 健常者・障がい者という「言葉の壁」や「心の壁」は取り除くことができない。人生100歳時代を迎えた今、すべての人々が平等であるべきと考えている。 生命の尊厳を学び、心の豊かさを学ぶ中で、「言葉の壁」を外す時として考えても良いかと思う。一人ひとりの新たな時代は「ともに生きる」という言葉が寄り添う世の中であるべきだと思う。		ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例~ともに生きる社会を目指して~」の第3条「基本理念」には、「全ての県民が個人として尊重されること」「障がい者だけでなく、周りの人も喜びを感じられること」「全ての県民で地域共生社会を実現すること」などを規定しています。誰もが安心していきいきと暮らすことができる、「ともに生きる社会」の実現を目指し、当事者目線の障がい福祉の推進に努めてまいります。
87	5	バリアフリーな街づくり委員会にいるが、インクルーシブや社会づくりの方が良い。	С	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 街の中には依然としてバリアがあり、ユニバーサルデザインの推進にあ たっても、バリアを取り除くことが喫緊の課題であること等を踏まえ、バリ アフリーの街づくりという表現としています。
88		スーパーなど大きいお店はバリアフリー化しているが、町の小さいお店等はまだまだ段差があり、入れない。最近できたばかりのお店すら、入り口に50センチくらいの段差があり、驚いている。 せめて新規のお店は、入り口は段差をなくす等できないのか。	С	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 なお、物販販売業を営む店舗については、200㎡以上のものを条例の事前協 議の対象としております。
89	5	87ページに、「福祉有償運送について、行政職員や事業実施事業者等を対象とした制度説明会や研修会を実施するなど、制度の普及啓発を図る。」とある。制度の普及啓発に向けては、福祉関係者・交通関係者などにも対象を広げるとともに、福祉有償運送だけではなく、県内の登録を要しない互助活動も含め、普及啓発を図ってもらいたい。	С	ご意見については、今後の施策や取組の参考とさせていただきます。
90	5	バリアフリーの問題について、相模鉄道では、無人駅が多くなり、一人で乗れない人たちは困っている。横浜線では、1車両だけだが、ホームと列車の隙間を埋めることにより、渡り板を使わずに乗れる人もいる。東海道線では、小田原はとっくにバリアフリー化しているのに、早川、根府川駅はいつまでたってもバリアフリーには程遠い。 このように進むところは進むが、進まないところはさっぱりである。	В	ご意見につきましては、支援策12に記載しています。 引き続き鉄道事業者等と連携して、誰もが公共交通機関を安全かつ円滑に 利用できる環境整備を促進してまいります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
91	5	バリアフリー推進施策は、「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」に位置づけがあったが、結果的に、東京オリンピック・パラリンピックは、コロナ禍の影響により、時期的にも内容的にも大きな影響を受けた。第4期計画の支援策12については、「オリンピック・パラリンピックのための神奈川ビジョン2020」を踏まえ、様々な構想企画があったと思う。予定どおりの規模で開催されていた場合、本施策に基づく取組についてエポック的な事象となり、第5期計画素案では大きく開花したかもしれない。ところが、制限開催の後の第5期計画素案では大きく開花したかのようである。予定どおりの開催は、インターナショナルでダイバシティ的「人流」をつくり、「先駆的事業者の努力によるバリアフリー」から「地域社会標準的なバリアフリー」が得られなかったが、第5期計画素案87ページのアについて、次の段階や戦略ビジョンが必要ではないかと思う。特に「地域社会標準的なバリアフリー」については、イベントによる波及効果を見据えたり、研修については、その対象や担い手を具体化してはいかがか。	С	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。
92	5	90ページのしゅわまるの説明文の「聴覚に障がいのあるお子さん」を「耳の聞こえない、聞こえにくい子ども」にしてほしい。	A	92ページの記載に反映しました。 (変更前)聴覚に障がいのあるお子さん (変更後)耳の聞こえない、聞こえにくいお子さん
93		支援策13には、障がいの特性に応じた情報提供とあるが、知的障がい者にとって分かりやすい情報伝達の方法を構築していただきたい。特に、県政参加や選挙については支援が不十分である。本人の意思決定がスムーズにできるよう、当日の介助支援だけでなく、広報、選挙公報、会議資料等の分かりやすい版、さらに、文字等を用いない表現など軽度のみならず重度知的障がい者への情報の取組が明記されていないので、きちんと計画に位置付け、誰ひとり取りこぼさない支援をお願いする。	С	ご意見については、今後の選挙において、あらゆる障がい者の方にとって 分かりやすい情報を提供するための参考とさせていただきます。
94	5	75ページ「中柱(3) 災害時における福祉的支援の充実」に関して、在宅のほか、グループホームなどに住む障がい者が地域の避難訓練に積極的に参加し、地域住民の理解を促す取組を推進するだけでなく、障がい者向けの実践的な避難訓練を繰り返し行い、そこから見える課題を防災計画や個別避難計画に活かすことが求められる。また、本人の意思を尊重して計画を作成すること、その課題に取り組む体制づくり、随時計画を更新していくことを求める。	В	ご意見につきましては、支援策14に記載しています。
95	5	災害時の福祉避難所の設置を検討してほしい。	В	ご意見につきましては、支援策14に記載しています。 引き続き、指定福祉避難所の設置が進むよう、先進事例の紹介や市町村担 当者へのヒアリング等、庁内の関係部署が連携して市町村の支援を行ってま いります。

				,
整理番号	<b>意見内容区分</b>	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
96	5	脊髄を損傷している人たちは、災害時に普通の避難所に寝泊まりするのは無理である。災害時に、神奈川県災害派遣福祉チームを派遣するとあるが、そういう場所がどれくらい確保されているのか。避難計画を作っている自治体すら、昨年までにまだ20であるため、これは災害に遭わなければ分からない、すごく怖い部分である。	В	ご意見につきましては、支援策14に記載しています。 引き続き、市町村における福祉避難所の設置や個別避難計画の作成が進む よう、先進事例の紹介や市町村担当者へのヒアリング等、庁内の関係部署が 連携して市町村の支援を行ってまいります。
97	5	2021年に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成する努力義務が市町村に課せられたとのことだが、全国の自治体での策定率は現在10%に過ぎない。要支援者の名簿作成や支援者の高齢化等で策定が難しい問題が多くあると思うが、災害時要支援者を誰ひとり取り残さない取組も考えていただきたい。	В	ご意見につきましては、支援策14に記載しています。 引き続き、個別避難計画の作成が進むよう、先進事例の紹介や市町村担当 者へのヒアリング等、庁内の関係部署が連携して市町村の支援を行ってまい ります。
98	5	清川村避難行動要支援計画の中で、細かく実施要領が令和元年に作成されているが、努力目標とのことであった。現時点では、達成することではなく、それに至るまでの過程を作成したものと受け止めた。この先の中間的報告を希望する。	Е	市町村の計画の最新の進捗状況は当該市町村においてご確認ください。 なお、国(内閣府及び消防庁)は、都道府県を通じて、毎年1月1日現在 の避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等に係る市町村の取組状況 を調査しており、その結果を公表しています。
99	5	コロナ禍により、地域の自主的な集まりについて、縮小を余儀なくされるケースが多く見受けられ、その結果、人と人とが接する機会が減り、社会とのつながりが希薄化し、孤立化が進んでいる。特に高齢者においては、外出自粛が続くことにより心身機能の衰えも懸念される。 一方、そのような状況下でも様々な工夫をしながら地域活動を継続したり、新たに始めるサークルや団体も存在するため、コロナ禍により停滞してしまった地域の自主的な集まりや会合の活動継続への助成や、コロナ禍での運営に関する研修・アドバイス、ICT機器導入助成や使い方サポートといった支援策を盛り込んでほしい。	С	ご意見については、今後の施策の参考とさせていただきます。 高齢者が孤立することなく、心身ともに健康で暮らすためには、社会参加 を継続することが重要であり、そのために老人クラブ等の高齢者の居場所を 確保していくことが大切です。 県では、老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会へ の補助金の交付、「新しい生活様式でつながる研修(高齢者向けのICT研 修)」の実施や老人クラブの課題解決のための運営支援等を継続して行って まいります。
100		ウクライナ関連で物価、水光熱費が高騰している。私たちの子の通う通所施設でも光熱費が50数万円から100万円に上がったと聞いた。利益を生まない福祉施設であればこそ、臨機応変の助成金が必要である。		原油や穀物等の価格の高騰で、福祉施設の運営が圧迫されており、本来、 国が報酬の改定等を行うべきですが、実現には一定の期間を要することか ら、県では令和4年11月に、サービス提供体制を維持するための支援金を支 給しました。 なお、物価高騰の影響を踏まえて適切に報酬を設定するよう、引き続き、 国に働きかけてまいります。
101		高齢化が進む中で、障がい者を支える家族・支援者が共倒れにならないサポートをする必要があるのではないか。支援者のための支援として、例えば気分転換のための家庭菜園の場の提供、日帰り温泉の補助等。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
102		地域共生センターの説明で、相談内容の事例が具体的な台詞になっているところが良い。「相談してどうなる」「こんな話をしても、、、」と相談窓口までたどり 着かない人に利用イメージが持てる。	Е	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫してまい ります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
103	O	104ページの図について、包括的支援体制と重層的支援体制整備事業はイコールではなく、上の図は厚労省が「新たな包括的な支援の機能等について」として示した図であるため、正しい表記にするべきと考える。 なお、支援策4・支援策5の整理にあたり、包括的支援体制に係る人材の説明として図を入れるならば、この図が適切と考える。この図のそれぞのところを担う人材が、包括的支援体制に係る人材ということになるかと考える。	Α	ご意見を踏まえ、当該図を支援策4に移すとともに、タイトルを「複合・ 複雑化した支援ニーズに対応する市町村の断らない包括的な支援体制の整 備」としました。
104	6	一人ひとりの状況に応じた適切な支援を行うためには、本人の状況を十分に把握する必要があるが、聴覚障がい者の場合、コミュニケーションの問題、聴覚障害についての理解不足などから、本人の状況の把握が十分に行われず、適切な支援が行われないことが多い。県内には県聴覚障害者福祉センターという専門的な施設があるが、市町村の相談支援機関の連携がまだ弱く、聴覚障がい者の支援ニーズに応えられていない状況である。 このことから、市町村の相談支援機関と県聴覚障害者福祉センターとの連携を強化し、県内各地の聴覚障がい者の支援ニーズに的確に応えられるようにする必要があると思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
105	6	115ページ「ウ 虐待防止や身体拘束廃止など権利擁護の取組」に関して、家庭や学校等で言葉による虐待を受けやすい障がい児に対しての取組がないようである。意見を汲み取り難い障がい児を代弁する仕組みの構築を図ってほしい。また、家庭や特別支援学級など閉鎖的で隔離されやすい教室などでは発見が遅れがちであり、早期発見できるよう民生委員等による地域の見守りや、学校を開放的で風通しの良い環境を整備してほしい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
106		118ページ「イ 未病の改善」に関して、当会では障がい児の口腔ケアの研修会を今後も継続していく予定であるが、任意団体が単独で開催するには財政的にも厳しく、活動に対する支援や協働参画という方法がないと継続は難しいと考える。知的障害に特化した口腔ケアを学ぶ機会はなく、医師からは施設に入ったら職員も時間をかけられないので丁寧なケアはしてもらえないだろうという話もあり、保護者だけでなく施設職員にも継続した研修会を県主導で行うことが求められる。	С	ご意見については、今後の施策や取組を検討するにあたり、参考とさせていただきます。 なお、県では、保健福祉事務所において「口腔ケアを通じた自立支援マニュアル〜知的障がい者への歯みがき支援〜」を作成するなど施設職員等への支援や人材育成を行っています。
107	6	現在、入所施設の利用者には外出などの移動支援サービスは一切認められていないが、移動支援の必要な方はますます増えてくる。また、知り合いの住むグループホームに行ったりといった活動も含め、地域社会にどんどん関わっていくことは入所利用者の生活の質の維持・向上のためにも大変有効で、地域移行への手助けにもなると思う。 是非、一定の条件付きでも、移動支援サービスを利用できるようにしていただきたいと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 施設入所者に対する移動支援は、原則、入所している施設が行うことと なっていますが、施設の人員体制や障害福祉サービス報酬では対応しきれな いのが現状であることから、施設入所者も移動支援サービスが利用できるよ うな仕組みの検討を国に要望しています。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
108		入所施設からグループホームへの一方通行政策は廃止して、UターンOKに政策 転換をしてはどうか。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県は、障害者支援施設のあるべき姿として、地域生活が困難となっ た障がい者を一時的に受け入れ、また地域に帰れるようにする、いわゆる通 過型施設であると考えており、必要な方に必要なサービスが提供できるよ う、引き続き取り組んでまいります。
109	6	厚生労働省は入所施設の長所を評価せず、入所施設からグループホームへ移行するという構図に執着しているかのうようであり、入所施設の有効活用に踏み切れていない。入所施設は虐待の温床と言われているが、多様なノウハウ・スキル・人材・設備を保有しているにもかかわらず、その活用に踏み切れず、まさに宝の持ち腐れといっても過言ではない。 そこで、入所施設を地域支援の中核拠点にして、次のとおり有効活用してはどうか。 ①地域グループホームの支援機能・補完機能を果たす(グループホームに傷病人が出た場合、救急車に世話人が同乗するとグループホームには世話人が〇人になる等) ②地域の研修・人材育成の中核拠点として活用 ③障がい者研究施設としても利用可能	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、令和3年度に設置した当事者目線の障害福祉に係る将来展望検討委 員会では、当面の県立障害者支援施設のあり方として、障がい者の地域での 生活を支える拠点に変わるべきと指摘され、県は、こうした意見を令和5年 4月からの新たな県の指定管理施設の選定基準などに反映して、指定管理者 を選定しました。また、こうした考えは、県立施設だけでなく、民間の施設 にあてはまると考えております。
110	6	122ページ「ア 地域生活移行や地域定着の推進」に関して、入所施設の利用者が本人らしい生活を営むためにも、地域に出ていくためにも移動支援は必要な支援だが、地域に住む障がい児者にとっても通学や同性の介助者の不足、事業所の不足など多くの課題があり、どこに住んでも格差なく、必要な支援をすべての障がい者が受けられることが大切である。地域移行についてもグループホームは本人が選択する中の一つであり、グループホームへの移行を促進すると明記することには疑問が生じる。一人暮らしを支える重度訪問介護など、まだ地域により整備が遅れている。様々な生活体験や選択ができるための整備を進めてほしい。また入所施設は、高い専門スキルを持ち、緊急性の高い方への対応や短期入所など地域と連携しながら、それに関わる人材の育成の推進、支援の質の充実を図ってほしい。	Α	「グループホームへの移行」の記載については、ご指摘のとおり、グループホームは地域生活の一つの形ですので、p.126に反映しました。(変更前)重度障がい者が希望する地域で暮らすことができるよう、重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保し、入所施設等からグループホームへの移行を促進します。(変更後)重度障がい者が希望する地域で暮らすことができるよう、入所施設内外における日中活動を充実して多様な経験の機会を確保するとともに、重度障がい者を受入可能なグループホームを地域に確保する等、入所施設等から地域生活への移行を促進します。  また、重度訪問介護の実施状況の把握や、地域生活の体験など、今後の施策の参考とさせていただくとともに、人材育成や支援の質の充実は取り組むべき課題として認識しており、別途、対応を検討してまいります。なお、移動支援に関するご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
111		地域福祉支援計画を策定するにあたり、支援施設(入所施設)も社会資源のひとつであり、入所施設の役割にも触れる必要があると思う。その際は、利用者の方の暮らしが施設の中であっても、より豊かになる取組である必要がある。	Α	ご意見を踏まえて、「第4章 施策の展開」に入所施設における日中活動の充実に関する記載を追加しました(p. 102、126)。 102ページ (変更前)・・・生活が送れるよう、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進します。 (変更後)・・・生活が送れるよう、入所施設においては、施設内の日中活動だけでなく、施設外の事業所への通所や企業や地域団体などと連携した取組等を充実し、地域での体験や地域住民と交流する機会を増やすことで、仲間や地域とのつながりを作り、グループホームや一般住宅等、地域での多様な居住の場への移行を推進します。 126ページは、整理番号110と同様。
112	6	23ページの記載のとおり、県内の障がい者の現状は総数の増加が認められるが、 つぶさに見ると身体障がい者は一定数を占めるものの横ばいで、精神障がい者、知 的障がい者の増加が著しい。 「ともに生き、支え合う社会」の実現や当事者目線、バリアフリーの街づくりに ついての施策展開はあるが、既に県内の障がい者全体の4割を占める精神障がい 者、知的障がい者に対する取組の充実が求められ、例えば障がいを認め社会参加、 就労を促進する等これまで以上の寄り添う施策の具体化が望まれる。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
113	6	障がい者だからといってあまりにも仕事が無さすぎる。工賃も安く、馬鹿にされているようである。仕事おこし、仕事づくりの取組を強めてほしい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
114	6	当事者目線の障害福祉推進条例を2023年4月に施行するにあたり、障がい当事者の方は多様な生活を望まれていると思う。その実現のためには、必要とするサービスを提供できる体制と多くの関係者が協力できる体制を組まないと難しいだろう。現況では各地域の声を聴いても、その体制ができているとは言い難いと感じる。まずは基幹相談センターあるいは自立支援協議会が中心となり、しっかりとした役割を果たせるように、人的・経済的な支援が必要であると感じる。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
115		居住支援のためのフォーラムなどを各地で開き、外国籍の方、障がいのある方や、回復期から在宅に戻る時の支援などをまちづくりセンターとともに考え、居住支援委員会や自立支援協議会にあげていくことが必要。	В	ご意見につきましては、支援策20に記載しています。 なお、居住支援については、引き続き、障がい者をはじめとする住宅確保 要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進や、居住支援に関する講 座を開催することにより、その充実に向けて取り組みます。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
116	6	支援策21、支援策22に関して、青年期に対し、関連施策での課題の共有と支援策を検討することが必要である。ケアリーバーに限らず、中学、高校の時から身近に頼れる大人がいなく、退学や離職によって生活困窮や孤立化する課題がある。市町村、児童相談所、福祉事務所、生活困窮者自立相談機関、労働部局、教育部局等の関係機関を超えて、社会的な自立が難しい子ども・若者の現状を共有する必要がある。虐待環境や経済的な状況等により、家族を頼ることが難しく復職や適切な支援につなぐ必要がある場合において、子ども・若者がトラウマ等の虐待による影響を回復しながら活用できる支援が現状なく、「広域性」「専門性」「先駆性」での対応が求められる福祉ニーズである。児童福祉法に位置づく自立援助ホームのような住まいが確保され、伴走的な支援が受けられる「実家のような機能」を備えた社会資源の開発が必要である。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。なお、県では、すべての子どもが幸福で健やかに成長できる社会の実現をめざし、「かながわ子どもみらいプラン」に位置づけた様々な事業を展開しています。子ども・子育てに関連する「神奈川県地域福祉支援計画」とも整合を図りながら、着実に取組を進めてまいります。また、全庁横断的な推進体制により、企業やNPOなどとも連携し、子ども・若者の支援に取り組んでまいります。
117	6	生活困窮者の課題の分析とこれからの方法の整理が必要。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 DXを活用し支援団体や当事者へのヒアリング、DXを活用した情報分析 など様々な方法により、生活困窮者の課題を把握し、効果的な取組を検討し てまいります。
118		生活保護家庭の子どもが大学に通えるよう、世帯分離をした子どもに生活保護に 準じた支援施策を検討していただけたらと思う。学校教育の受益者は個人ではな く、社会全体である。教育を受けることで貧困の再生産を抑止してほしい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、生活保護適用の対象とならない大学生等が、生活に困窮した場合で も学びの継続を可能とするため、各種支援制度についてより一層の充実が図 られるよう関係部局へ働きかけることを、厚生労働省に対して要望していま す。
119	6	代替養育を経験した子ども(ケアリーバー)の自立支援の推進は、福祉を受けた後の本当の自立のために必要な取組だと思う。近年、話題に上がった事項に対応されていて良いと思う。	Е	ケアリーバーの方が、安心して自立できるよう、県として、今後もケア リーバー支援にしっかりと取り組んでまいります。
120		子どもの貧困対策の推進に関して、県立高校での食事の提供や生理用品の配備は、収入のある家庭でネグレクトされている子どもに支援が届く良い取組だと思う。上記やヤングケアラーへの支援を含め、近年、話題に上がった事項に対応されていて良いと思う。 このように、従来からある制度では支援が届きにくい子どもへの支援を充実していただけたらと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 全庁横断的な推進体制により、企業やNPOなどとも連携し、子ども・若 者の支援に取り組んでまいります。
121	7	133ページに記載のある神奈川県地域福祉支援計画評価・推進等委員会の構成員に、各障がい当事者団体の代表も加える必要があるのではないかと思う。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県地域福祉支援計画評価・推進等委員会の構成員に、各障がい当事 者団体は入っていませんが、県社会福祉審議会の委員や高齢、障がい等の他 の個別計画の委員会等に関わる方を構成員としています。各計画の委員会で 挙がった意見等は、県地域福祉支援計画評価・推進等委員会において計画の 推進に反映されていると考えております。

整理番号	意見内容区分 8	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。 「縦割り」という用語の説明があるが、抽象的で分かりにくいと感じた。	意見反映区分 A	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。  160ページの記載に反映しました。 (変更前)・・・分野間での連携が難しいことを表す。 (変更後)・・・分野間での連携が難しいことを表す。 「 <u>縦割り行政」と</u> は、もっぱら、その事業分野を管轄する省庁及びその下位組織の間でやりとりが行われ、異なる分野にまたがる連携がとられない様子を示す。
123	8	津久井やまゆり事件以来、共生社会をどのようにつくっていくかが問われている。この問題に対して法律や制度で対処しようとしても対処できるものではない。心の問題として捉えていかなければならないのではないか。心といっても様々な心が浮かぶが、相手も同じように人間であり、生きている限り様々な苦難にさいなまれる精神体である事を意識することが不可欠ではないか。誰でもまず自分のことを解決することに手いっぱいであり、他人のことにまで心を砕くことがなかなかできません。 ハンディキャップのある人々は、最初に、自分が求めていることを十分に伝えることができないので、まず、相手の求めていることがどのようなことか、目で見るだけでは不十分であり、目で聞くことが大切と考えている。相手に寄り添うというより、相手の身になり一体化して話を聞くことが「共生社会」の基本であり、このような人々をいかにして確保していくかが問われているのではないか。 このような心を育成していくためには、学生に、学科としての教育時間だけでなく体験学習の時間を年間に数時間作り出していくことが、時間はかかるが地道な共生社会実現の礎になると信じている。	В	ご意見の体験学習の時間につきましては、支援策2に記載しています。 引き続き、「いのちの授業」の普及に取り組んでまいります。
124		こんなに幅広く多方面にわたっての福祉支援を計画することは大変だと思う。努力に感謝します。各地域で様々な取組がなされていることも知り、大変素晴らしい。		今後も、市町村が策定する地域福祉計画の達成に資するため、広域的な見地から、市町村が取り組む地域福祉への支援に関する事項を一体的に定める計画としてまいります。
125	8	日本は、障害者権利条約関連が国際的に遅れていると国連から勧告を受けているのだから、ぜひ神奈川県が率先して実行してもらいたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。
126	8	制度や取組、推移等の説明のすぐ下に図や絵、具体例があり、「分からない」と 思う前に説明が目に入るのでストレスがない。	Е	一人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫してまい ります。
127		いくら支援計画を作られても、それがいつまでに実行されるのか全く分からない のでは、絵に描いた餅だと思う。なかなか時間がかかるものだろうが、何とか頑 張ってほしい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 引き続き、実効性のある計画となるよう取り組んでまいります。
128		コロナ禍で、「支え合い」や「寄り添い」に制限がかかる中、県内の地域福祉の 取組そのものが停滞し、アウトカムの集約は難航されたと思う。県民の未来のため に第5期計画改定作業に尽力いただき、関与委員、事務局様に敬意を表する。	Е	今後も、市町村が策定する地域福祉計画の達成に資する計画となるよう、 取り組んでまいります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
129	8	一般に(法制的に)「民生委員児童委員」と表記するところ、本計画素案において「民生委員・児童委員」と表記するのは、なぜか。修正の要望ではないが、理由 を教えてほしい。	Е	民生委員児童委員協議会等名称に「民生委員児童委員」と表記されること もありますが、厚生労働省の通知等には、「民生委員・児童委員」と表記されることが多く、自治体の通知等においても「民生委員・児童委員」と表記することが通例となっていますので、本計画においては、「民生委員・児童 委員」と表記しております。
130		事例が豊富に取り上げられたことで、読みやすい内容になっている。資料編は、 法律、用語の説明も充実しており、この計画を読んでもらうことで地域福祉に関す る人材育成にもつながり、福祉に関わる人のみならず、とりわけ将来の進路を検討 している高校生を含む若い世代等にとって、地域福祉に関する適切な学習教材とし ても大変意義が深いものだと思った。	Е	ー人でも多くの方に見ていただける計画になるよう、今後も工夫してまい ります。
131		厚生労働省の生活困窮関係の会議資料のように、ページ数だけではなく、左または右に縦列で行数の数字を入れた方が、このようなパブリックコメントの募集時には〇ページの〇行目と意見を求めやすく、また、県としても確認しやすいと思う。	Е	今後のパブリック・コメント実施に際し、参考とします。
132	8	20ページに、安心して子どもを産み育てられる環境が重要との生活意識調査があり、また、いじめや差別がなく、人権が尊重されていることが重要であるとの県民意識も高い。 一方で、一人ひとりが思いやりの心を持てばなくせるものだとの設問に、46.1%がそうは思わないと半数近くが回答し、今満足しているとの回答は11.7%と低い。「ともに生き、支え合う社会」の神奈川県にとって、いじめや差別がなく、人権が尊重される社会の実現に向けた様々な施策、教育とせず、「安心して子どもを産み育てられる神奈川県」の実現が思い描けるような議論・施策を計画に盛り込んでいただきたい。	С	ご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 なお、県では、すべての子どもが幸福で健やかに成長できる社会の実現を めざし、「かながわ子どもみらいプラン」に位置づけた様々な事業を展開しています。「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」に関する満足度を高められるよう、子ども・子育てに関連する「神奈川県地域福 祉支援計画」とも整合を図りながら、着実に取組を進めてまいります。
133	8	平成28年に改正された児童福祉法の理念である「全ての児童が健全に育成される」との考え方に立てば、特にひとり親世帯への養育支援、親がいない、何らかの事由で別々に生活することを余儀なくされた子どもへの代替養育など新たな社会的養育は、近年特にその重要度が増している。21ページでは、集計方法の相違からか、母子家庭、父子家庭ともに2010年から2020年にかけて減少傾向との記載も見受けられるが、親の状況に大きく左右されることなく子どもを社会全体で支える幅広い施策実行の優先度を落とすことなく実施願いたい。	В	ご意見につきましては、支援策22に記載しています。 県としても、ひとり親世帯等への支援は課題として認識しており、引き続き、ひとり親家庭への就労支援や生活に関する相談支援の充実に取り組んでまいります。また、子どもを社会全体で支える施策につきましても、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

整理番号	意見内容区分	意見の趣旨 ※記載のページは、改定計画素案のページとなります。	意見反映区分	県の考え方 ※記載のページは、改定計画のページとなります。
134	8	昨今、入所施設及びグループホームの利用者が高齢化し、利用者の保護者間では利用者のがん検診の必要性が高まってきた。 県内の市民がん検診は対象年齢、料金に若干の差異があるものの、ほぼ同じレベルで市民に行われているが、知的障害者施設の利用者の場合、40歳以上になってがん検診を受けたという実例がほとんどないと推測されている。 そこで、神奈川県知的障害者施設保護者会連合会では、入所施設及びグループホームにおいてがん検診が行われているかどうかの実態調査と、がん検診が行われていない場合、どのような理由があるのかについても実態を調査するよう準備を進めている。 その後、実施率を引き上げるための施策展開について検討し、県にもご協力をお願いすることがあると思うので、よろしくお願いしたい。	E	ご意見につきましては、協力の要請をいただきましたら改めて検討します。貴重な情報をいただきありがとうございました。